

NTT コミュニケーションズ 奴隷労働および人身取引に関する声明 (2018 年度)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (以下、「当社」) は、英国で施行された 2015 年英国現代奴隷法 (現代奴隷法) 第 54 条 1 項に基づき、本声明を公表します。本声明は、自社およびサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引が発生しないことを確保するために 2018 年度 (決算日: 2019 年 3 月 31 日) に当社が行った取組みを開示することを目的としており、前年度の声明文 [に基づき](#)、2018 年度の実施内容、2019 年度以降の取組みの予定を記載したものです。

1. 当社の事業とサプライチェーンについて

- ・当社は、日本電信電話株式会社 (NTT) の 100% 子会社であり、クラウドやネットワーク、セキュリティなどの幅広いグローバル ICT ソリューションサービスを自社およびグループ会社を通じて提供しています。当社は日本に本社を持ち、当社グループ全体で世界 40 以上の国と地域において 110 以上の都市に事業拠点を設置しています。
- ・また、当社グループでは、当社の 100% 子会社である NTT Europe Limited および Gyron Internet Limited において、現代奴隷法に基づく声明文 (英語) を公表しております (NTT Europe [はこちら](#)、Gyron [はこちら](#))。
- ・当社は、国内外の幅広いサプライヤと誠実でサステナブルな関係をつくり、品質の高い役務サービス、製品などを経済的かつタイムリーに調達しており、サプライヤと協力して、奴隷労働、人身取引の防止に努めております。

2. 奴隷労働および人身取引の防止に関連する方針

- ・当社は、奴隷労働、人身取引の防止等を定めた「[NTT グループ人権憲章](#)」に基づき人権尊重に取り組んでおり、また「[NTT コミュニケーションズ人権啓発推進基本方針](#)」を定め、グローバル企業として人権啓発を推進しています。
- ・当社は、企業倫理確立のために「[NTT コミュニケーションズグループ グローバルコンプライアンス規程](#)」を定め、これに基づきコンプライアンス推進体制の整備、コンプライアンス啓発・教育、内部通報窓口の設置等の取組みを推進しています。
- ・当社は、「[NTT コミュニケーションズグループ CSR 基本方針](#)」を定め、高い倫理観と人権意識を持って事業に取り組んでおります。
- ・当社は、「[調達に関する基本方針](#)」の 1 つに法令・社会規範の遵守と環境・人権への配慮を掲げており、サプライヤとの相互理解と信頼関係を発展させるために「[サプライチェーン CSR 推進ガイドライン](#)」を制定しています。本ガイドラインは、強制的な労働の禁止、児童労働の禁止、賃金や労働時間の管理などの項目を含みます。
- ・これらの方針・ガイドライン等に基づく取組みは、毎年、「[CSR 報告書](#)」において公表しています。

3. 奴隷労働および人身取引の防止に関連した取組み

(1)組織・体制

- ・当社では、現代奴隷法の対応を含む人権啓発および企業倫理を推進していく組織・体制として、「人権啓発推進委員会」および「コンプライアンス委員会」を設置し、奴隷労働や人身取引に関する相談・報告があった場合に適切に対処できる体制をとっています。

(2)方針・ガイドライン等の履行状況の調査

- ・当社では、毎年一回、当社および国内外のグループ会社の社員・派遣社員等を対象に、人権・ハラスメントに関する職場の実態についてのアンケート調査および企業倫理に関する意識・履行状況等のアンケート調査を実施しています。

(3)サプライヤ審査/契約における取組み

- ・当社では、新規サプライヤとの取引開始前に取引先審査を実施しております。2017 年度から、審査基準に、CSR における人権・労働への取組みを加え、サプライヤからの申告に基づき、取引判断を行っていません。
- ・また、2017 年度から、サプライヤとの契約書に「サプライチェーン CSR 推進ガイドライン」遵守の旨を記述し、契約を通じて人権の尊重、適正な労働環境づくりについて取り組んでいます。
- ・さらに、サプライヤとの取引開始後の取組みとして、毎年、「サプライチェーン CSR 推進ガイドライン」に基づき、主要なサプライヤ約 10 社に対してアンケートを実施し、強制労働や人身取引の禁止を含めた項目の遵守について確認しています。

(4)相談窓口の設置

- ・当社では、国内外グループの社員・派遣社員等に向け、人権および企業倫理違反の申告・相談を受け付ける窓口を設置しています。また、NTT グループでは、「企業倫理ヘルプライン (社外受付窓口)」を設置し、サプライヤ等取引先を含む社外からも申告・相談を受け付けています。「企業倫理ヘルプライン (社外受付窓口)」への通報件数とその内訳は「[こちら](#)」をご確認ください。

(5)研修・啓発活動

- ・当社では、毎年一回、当社および国内グループ会社の全社員・派遣社員等を対象に、人権啓発研修およびコンプライアンス研修を実施し、加えて、階層別に講習会を実施しています。これらを通じて、人権やコンプライアンスに対する社員等の意識を高め、理解を深めることに取り組んでいます。2018 年度は、本社の全社員・派遣社員向け人権啓発研修において、現代奴隷法の概要 および奴隷労働・人身取引の防止に向けた当社の取組みを研修内容に取り入れ、現代奴隷法に関する社員への教育・啓発を行っております。

(6)人権リスクアセスメントの実施

2018 年度、当社を含む NTT グループでは、図 1 に示す人権デューディリジェンスのプロセスに沿って、第三者専門機関（経済人コー円卓会議（CRT）日本委員会、Verisk Maplecroft 社）の協力のもと、人権アセスメントを実施しました。その結果、労働者関連指標、消費者関連指標、コミュニティ関連指標の 3 種のステークホルダー毎に事業とサプライチェーンに關係する 21 の人権課題を抽出しました。これらの人権課題には、現代奴隷法で定める現代奴隷（①奴隷・隷属・強制労働②人身取引③搾取（性的搾取、臓器提供の強制等））を含みます。

これを基に、2017 年度に実施した潜在的な人権リスクアセスメントで比較的高いリスクが高いインドを訪問し、現地において「ビジネスと人権」に取り組む NGO（5 団体）に対して、それぞれが専門とする人権分野における人権状況についてヒアリングを実施した他、当社の子会社である NTT Com India 社および Netmagic 社を含めた現地会社を訪問し、両社のマネジメント層とともに、人権課題に対応するための方針や体制の有無や現地事業と抽出した人権課題との係わりについてダイアログを行うと共に人権有識者が両社の従業員に対して従業員の業務と人権との係わりについて理解を促すためのセッションを実施しました。

図 1 人権デューディリジェンスのプロセス



4. 今後の取組み

- ・ 2019 年度以降は、上記の現地ヒアリングで得られた理解を基に、NTT グループの国内外グループ会社の事業と人権課題の係わり、および課題の顕在性を調べてまいります。
- ・ また、サプライチェーン上での課題に対応すべく、サプライヤとの協働を深めていきます。
- ・ その他の取組みについても、NTT グループのグローバル事業統合に伴う体制変更を踏まえ、引き続き検討します。

※本声明は 2019 年 3 月 31 日時点での状況により作成しています

私、庄司哲也は、本声明文を承認し、以下に署名いたします。

2019 年 9 月 30 日

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長

庄司哲也